

議案第90号

新治地方広域事務組合の解散について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第288条の規定により，令和3年3月31日をもって新治地方広域事務組合を解散することについて，同法第290条の規定に基づき，議会の議決を求める。

令和2年9月1日 提出

石岡市長 谷 島 洋 司

提 案 理 由

新治地方広域事務組合を解散することについて協議したいので，本案を提出するもの。